



# 『育児ヘルパー事業』 のご案内♪

★妊娠中または出産後のご家庭に、家事や育児をお手伝いする育児ヘルパーを派遣します。



## 対象者

- ◇妊婦または出産後12か月以内の産婦  
(多胎児の場合も、出産後12か月以内)
- ・産前、産後で体調がすぐれない人
- ・親族等の支援が日常的に受けられない人



## 利用回数

- ◇20回まで(多胎児の場合は、40回まで)  
※1日1回、1回2時間まで



## 利用者負担額(利用料)

【1時間あたりの利用者負担額】

- ◇市民税非課税世帯および生活保護世帯…0円
- ◇市民税課税世帯…300円



## 利用可能日

- ◇月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分  
※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く



## 支援内容

- ◇食事の準備および後片付け
- ◇居室の掃除および整理整頓
- ◇衣類の洗濯および補修等
- ◇生活必需品の買い物
- ◇授乳の準備およびサポート
- ◇沐浴補助
- ◇おむつ交換
- ◇兄弟の遊び相手などの世話
- ◇保育所等への送迎の付き添い  
(保護者同伴の場合に限る)
- ◇その他、育児および家事について日常的に行う必要があるものの支援



## ヘルパー派遣事業者



|                       |                          |              |
|-----------------------|--------------------------|--------------|
| ◇特定非営利活動法人 ふらっとスペース金剛 | 富田林市寺池台1丁目13番31号         | 0721-29-5227 |
| ◇特定非営利活動法人 ネットワークすこやか | 富田林市須賀2丁目25番27号<br>(103) | 0721-56-5540 |
| ◇一般財団法人 富田林市福祉公社      | 富田林市向陽台1丁目4番30号          | 0721-28-8600 |

# 利用の流れ



★下記の①～⑤の手順でご利用ください。

## ①育児ヘルパー事業利用申請書の提出

※市役所4階 こども政策課へお越しください。申請書の提出およびご希望の事業者を選択していただきます。

受付時間：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）  
午前9時～午後5時30分

【持ち物】母子手帳



※保健センター  
（28-5520）  
でも申請できます。



## ②育児ヘルパー事業利用承認書の交付

※申請書の内容を審査し、市から利用承認の通知をします。（同時に事業者へ情報提供します。）



## ③希望の事業者へヘルパー派遣を依頼

※利用希望日の1週間前の午後5時までに、申請時に希望した事業者へ育児ヘルパーの派遣を依頼し、支援してもらいたい内容を伝えてください。



## ④サービスの提供

※事業者がご自宅に伺い、ご依頼いただいた支援を行います。

1日1回（1回2時間）まで  
ご利用いただけます。



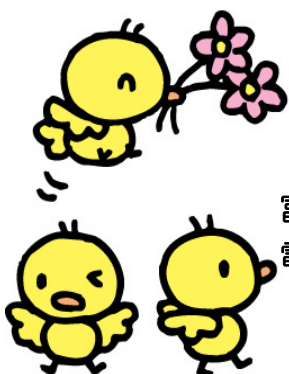
## ⑤利用料のお支払い

※利用日当日、事業者に現金で利用料をお支払いください。

※生活必需品の買い物等に要した費用や、自宅から移動した際の交通費は、実費相当額を別途お支払いしてください。

## ★変更・キャンセルしたい場合

※利用日の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず事前に事業者へ連絡してください。利用日前日の午後5時以降のキャンセルについては、**キャンセル料が発生します**ので、ご注意ください。



【お問い合わせ】

富田林市こども未来部こども政策課 給付支援係

電話：0721-25-1000（内線283・203）

